

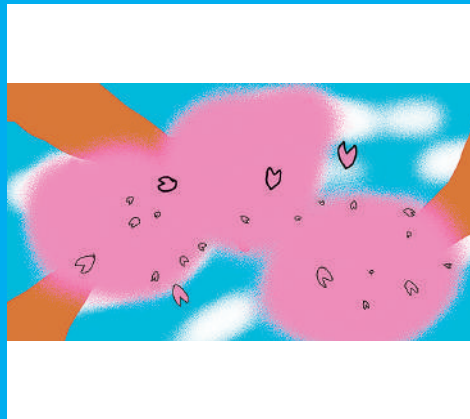
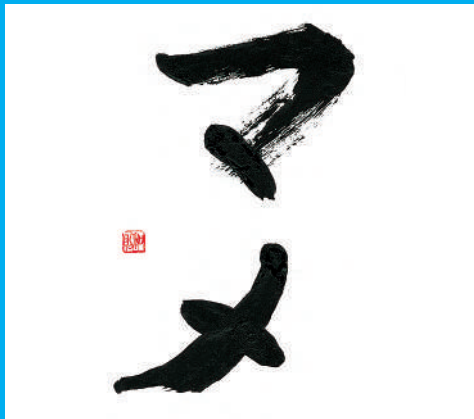
肢体不自由児者の父母の機関誌

ZSZ No.155 2021.6.20 発行

ほほ

中央情勢報告

令和3年度に向けての
活動目標と方針



令和2年度事業・決算報告

令和3年度事業・予算計画(案)

令和3年さわやかレクリエーション
開催予定一覧



全肢連

一般社団法人 **全国肢体不自由児者父母の会連合会**
National Federation of the Physically Disabled and their Parents Associations, ZENSHIREN

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-36-7アルテール池袋709 TEL 03(3971)3666 FAX 03(3971)6079

URL: <http://www.zenshiren.or.jp/> E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

URL: <http://www.facebook.com/ZENSHIREN>

全肢連は、障害児の親たちが、互いに助けあい、力をあわせていけるように努力しています。障害児者が1人の人間として、生きがいの持てる地域社会づくりをめざしています。



中央情勢報告

2020年度は新型コロナウイルスが国内に広がり、「緊急事態宣言」が発出され、テレワークの奨励や事業所の休業、子ども達は学校に通えず自宅学習を強いられた。感染拡大防止対策を取り入れた「新しい生活様式」への転換等、全国民を挙げて感染対策に取り組む1年であった。

そのような中でも支援対策など様々な施策、法律改正は行われている。

なお、報告義務のある「障害者権利条約」の実施状況についての国連権利委員会「審査」もコロナ禍で延期されているが2021年度中には行われる見込みである。

新型コロナウイルス感染症は、私達の生活に大きな影響を与えている。

昨年度は、全肢連も活動自粛により大会をはじめ様々な事業が規模縮小や中止となったが、今年度は、ワクチン接種も始まり、明るい兆しも見えてきた。しかし現在、全国的に「第4波」が急拡大し、緊急事態宣言も発令され、長きにわたるコロナ禍の正念場を迎えている。私達はいま一度初心に戻り、基本的な感染対策をしっかりと行い、未曾有の災禍に負けず、一致団結してこの難局に立ち向かっていきたい。

国はコロナ禍で、障害者権利条約の国連権利委員会の「審査」が延期となり、障害保健福祉関係主管会議をはじめ、障害者部会等様々な委員会も延期を余儀なくされ、現在はリモートで開催されている。

このような中、障害福祉サービス等報酬は改定され、障害者総合支援法の施行3年後の見直しについての議論も始まっている。また、バリアフリー法改正に伴いハード面でのバリアフリー化促進と、障害当事者の参画とソフト対策の強化、心のバリアフリー等の取組強化を図るため、関連施策のあり方について検討が重ねられている。なお、多発する災害対策、支援に対する法改正も行われている。

以下、各省庁の施策概要を報告する。

厚生労働省

令和2年度はコロナ禍のため、障害保健関係主管課長会議を実施せず、様々な委員会もリモートで開催され、傍聴制限もある現状だが、令和3年度障害福祉サービス等報酬は改定された。障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正では、数値目標の設定や、基本的理念に係る事項の見直しが行われ、市町村、都道府県が、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成にあたり即すべき事項を定めた基本方針が示されている。

障害者差別解消法の一部改正法は、5月28日の本会議で全会一致で可決成立し、施行3年後の見直し規定がある「障害者総合支援法」は、3月の社会保険審議会障害者部会で見直しの論点として、①地域における障害者支援（重度化、高齢化への対応）、②障害児支援、③就労支援の3点が提示され議論が開始された。全肢連も参画した関係団体のヒアリングも行われ、年内に報告書がまとめられる予定である。

その他、障害児入所施設のいわゆる加齢児の移行問題等について協議する、障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議が開催されている。

令和3年度

障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬は、原則として3年に一度の周期で改定される。今回の主な改定内容は、長期化する新型コロナウイルスの流行を受けた感染症対策の強化のほか、日常生活で医療支援が必要な「医療的ケア児」らを支援する施設への報酬を厚くすることに重点が置かれている。障害報酬は全体で0・56%増額。

ポイントとして6つの項目に整理されている。

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援
質の高い相談支援を提供するため報酬体系の見直し等

グループホームで強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする方に対する支援の評価、自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し、地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設、生活介護における重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の充実が図られた。

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）
 【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算 120単位/日

③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】区分6：1,104単位/日、区分5：988単位/日、区分4：906単位/日、区分3：721単位/日
 【見直し後】区分6：1,105単位/日、区分5：989単位/日、区分4：907単位/日、区分3：650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直しした上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

（Ⅰ）に上乗せて加算 ※2

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上：269単位/日 区分3：224単位/日 区分2以下：179単位/日

※2 【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

グループホーム（包括型、日中サービス支援型）での個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置も、重度障害者の受入体制を確保する観点から令和6年3月31日まで延長された。

自立生活援助の整備の促進

○ 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

- 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充 同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者又は同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

（参考）基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月	817単位/月

- 同行支援加算の見直し 業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算（同行支援の回数にかかわらず）500単位/月

【見直し後】同行支援加算（月2回まで）500単位/月（月3回）750単位/月（月4回以上）1,000単位/月

- 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価 特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合+50単位/日
 ・ 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日
 ・ 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

- 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進 住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月（体制加算）
 ・ 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回（月1回を限度）
 ・ 住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

○ 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）
 （計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
 （地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

【参照】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

就労移行支援・就労定着支援の報酬は就労定着（実績）を踏まえ評価する他、就労継続支援A型・B型の報酬体系は大きく変化した。A型はスコア方式が導入され、B型は高工賃を実現している事業所を評価し、工賃額により基本報酬が8段階になる体系と、利用者の就労や生産活動等への参加をもつて一律に評価する体系に類型化された。

医療型短期入所における受入体制の強化も図られた。基本報酬を引き上げ、医療的ケアを必要とする障害児も利用対象者に位置付けられた。

専門職を配置し、日中活動支援計画の作成、実施を評価する加算も創設されている。

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

医療的ケアを必要とする障害児に対する支援が拡充された。医療的ケアの必要性を判定するスコアが見直された。

障害児通所サービスの基本報酬は、一定の医療支援が必要な障害児支援を評価し、医療的ケアを必要とする障害児に対応する基本報酬を新設し、医療の必要度ごとに看護職員の配置数と報酬を決める。

放課後等デイサービスの報酬体系は、区分分けが廃止され、基本報酬も引き下げられた。しかし、重度障害や専門的支援が必要な児童に対する個別加算が新設された。

4 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進

医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「ケアシステム」の構築に資する取組を評価する。

5 感染症や災害への対応力の強化

新型コロナウイルス感染症への対応が中心であるが、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底、業務継続計画の策定や研修及び訓練の実施と地域住民との連携強化を進める。支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用を推進する。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定や、障害者虐待防止の推進、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し。業務効率を図るオンライン会議システムの活用が認められた。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1・6%以上削減することを基本とする等をはじめとした数値目標の設定や、基本的理念に係る事項の見直し、サービス提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し等が行われた。

また、市町村および都道府県が、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に当たり即すべき事項を定めた基本方針について示されている。

障害者差別解消法の一部改正

今国会で成立した改正案の最大のポイントは、これまで努力義務とされていた民間事業者による社会的障壁の除去の実施等合理的な配慮の義務化である。その他、行政機関の適切な役割分担と連携の強化、差別解消の支援措置の実施に関する基本的な事項の追加、相談支援の人材育成と確保する責務の明確化、情報（事例等）の収集、整理及び提供等。今後、障害者政策委員会などで基本方針の見直し等が議論される。

障害者総合支援法の施行3年後の見直しについて

社会保障審議会障害者部会において、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについての論点が提示され議論が開始された。ヒアリングに全肢連も参画しており、年内に報告書がまとめられる予定である。

【主な検討事項】

地域における障害者支援について

● 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

● 地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

障害児支援について

● 障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インク

ルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

● いわゆる「過齢児」をめぐる課題についてどう考えるか。（円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等）

障害者の就労支援について

● 短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

● 雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。（雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など）

※雇用と福祉の連携強化については、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」においても検討中。

その他

● 介護保険施設等を居住地特例の対象とすることにについてどう考えるか。

● 障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

その他

成年後見制度における

市町村長申立に関する実務者協議
全国統一した申立基準の明確化と利用支援事業に関する国の考え方が示された。また、成年後見制度の利用促進計画や中間検証報告書記載の取り組みを引き続き実施していくことを求めている。

障害者基本計画（第4次）の実施状況

障害者施策の各分野の実施状況は、目標値に近い実績値であったが、乖離がある分野、特に高等教育における障害学生支援の推進は遅れている。

障害児の新たな移行調整の

枠組みに向けた実務者会議
障害児施設に入所して、障害者施策への移行が困難な方の受け入れ先、今後の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、6月頃とりまとめを行う。

障害福祉サービス事業所等における

自然災害発生時の業務継続ガイドライン
大地震や水害等の自然災害に備え、業務継続のために平時から準備・検討、発生時の対応について、障害福祉サービス類型に応じて整理されている。

【参照】 社会保障審議会「障害者部会」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

内閣府

日本は「災害大国」と言われているが、近年の地震や豪雨などの「自然災害」は規模が大きいうえ多発している。

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、「災害対策基本法」が改正され、令和3年5月20日に施行された。

地震、台風、豪雨等、近年さまざまに災害を経験する中で、日頃から防災の意識を高め、必要な情報を事前に調べるなど、家族や周りの方と共に日頃からできる準備をし、被災した時にどう行動するか、心構えをしておくことはとても重要である。

障害者や高齢者など、災害時に何らかの支援を必要とする「災害弱者」は、平成25年度の「災害対策基本法」改正で、防災施策において特に配慮を要し、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難するために特段の支援を要する「避難行動要支援者」として、各自治体に「名簿」作成を義務づけた。

市町村はその登録要件を設定し、避難支援を実施するための基礎となる名簿を作成、情報の把握に努めることとされている。要件にもれた場合でも、自ら「名簿」への掲載を求めることができる。

なお、名簿情報の提供に同意された方の「情報」は、自主防災組織や警察、消防、民生委員などの避難支援関係機関に提供され、災害時の避難に活用される。

消防庁発表によると、令和2年10月1日現在、市町村における「避難行動要支援者」名簿の作成率は99・2%のうち、平常時から名簿を情報提供しているのは87・2%だが、名簿掲載者に占める平常時からの名簿情報提供者の割合は41・9%に留まっている。実際、子ども若しくは自身の名簿登録や情報提供の同意に関し、きちんと把握していない方も少なくない。


なお、具体的にどう支援していくかなどを示す「個別計画」を策定している自治体は、名簿登録者の一部作成済みが56・9%。未策定が33・4%にのぼる。

国は、名簿作成などは進んでいるが、いまだ災害により多くの災害弱者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があったことから、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村による「個別避難計画」作成を努力義務化する「災害対策基本法」等の一部を改正した。

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を認識したときに発布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示(緊急) ・避難勧告 <p>避難準備・高齢者等避難開始</p>
4	 <p>避難指示※2</p>	
3	 <p>高齢者等避難※3</p>	
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	早期注意情報 (気象庁)	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて自身の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません!**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難**しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

今回の改正では、災害時に市町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化することなども定めた。避難勧告と指示に関する同法の規定が見直されるのは、1961年の制定以来初めてである。

また、大規模災害時に「福祉避難所」に住民が殺到し混乱や運営への支障を避けるため、受入れ対象(高齢者や障害者、妊産婦等)を事前に決め、明らかにしておく等、運営に関するガイドラインも改正されている。

改正された内容は以下の通りである。

災害対策基本法の一部改正

1 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

① 避難勧告・避難指示の一本化等

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する方が多数発生し、避難勧告と指示の違いも住民に十分に理解されていないことから、避難勧告・指示を避難指示に一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととする。

② 個別避難計画の作成
 避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、避難の実効性の確保に課題があったことから、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村による個別避難計画作成を努力義務化する。

③ 災害対策本部の設置
 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等
 災害発生のおそれ段階において、国

の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とする。

2 災害対策の実施体制の強化

- ① 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- ② 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置
- ③ 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

災害救助法の一部改正
 国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施する。

内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣を配置化する。

流域治水関連法

特定都市河川浸水被害対策法改正では、知事が指定した浸水リスクの高い「浸水被害防止区域」に障害者や高齢者、乳幼児等が使う施設を建てる場合、知事による許可制を導入する。

水防法改正では、市町村の計画に定められた高齢者施設等の管理者に対し、洪水時に備えた避難訓練の実施を義務付ける。土砂災害についても別の法律で施設管理者に同様の義務を課す。

福祉避難所の確保・運営ガイドライン

災害対策基本法改正にもない、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定された。

令和元年時点で、避難に支援が必要な障害者や高齢者は約784万人に対し、福祉避難所は約8700か所指定されている。災害時に支援が必要な方は増えているが、一般避難所への避難を障害者等がためらうケースも多く、福祉避難所の重要性が高まっている。しかし現状では、自宅から一般避難所に避難した人の中から、福祉避難所（2次避難所）へ移る必要がある方の人数を把握したうえで開設するケースがほとんどだ。「発生直後の避難に対応で

「避難」って何すればいいの?

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難
 自ら携行するもの
 ・マスク
 ・消毒液
 ・体温計
 ・スリッパ 等
 小・中学校
 公民館

安全な親戚・知人宅への立退き避難
 普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。
 ※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。
 親戚・知人宅

安全なホテル・旅館への立退き避難
 通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。
 ※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。
 ホテル
 旅館

屋内安全確保
 ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。
 ここなら安全!
 想定最大浸水深
 ※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

普段からどう行動するか決めておきましょう

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等危険想定区域に入っていない(入っていると...)
 高速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
 地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります
- ② 浸水深より居室は高い
 5m-10m未満 (1階上-1階下)
 5m-5m未満 (2階上-1階下)
 0.5m-5m未満 (1階下)
- ③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと...)
 水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等危険想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

※市町村の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中待てる場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

【参照】 災害対策基本法等の一部を改正する法律
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r3_01.html

【参照】 避難情報に関するポスター
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/poster.pdf

きておらず、移動による負担が大きい」と指摘されていた。

そこで、大規模災害時に配慮が必要な方が過ごす「福祉避難所」に住民が殺到し、福祉避難所設置に伴う混乱や運営への支障を避けるため、障害者や高齢者等、受け入れ対象をあらかじめ市区町村が決め、特定した本人とその家族のみが避難する施設であることを

明らかにしておく制度を創設し、5月に市区町村に周知した。

福祉避難所は、設備の整った障害者支援施設や老人福祉施設等を市区町村が指定する。施設側が運営に支障が出るとして指定を望まないケースもあるが、これを活用して、指定福祉避難所の指定を一層進めることが重要だとしている。

国土交通省

バリアフリー法改正

障害者や高齢者等の生活を送るうえでの障壁をなくすため、平成12年「交通バリアフリー法」その後、交通バリアフリー法とハートビル法を統合した「バリアフリー法」が制定され、様々な施策、支援が進められてきた。近年では共生社会の実現を目指した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定とバリアフリー法の改正で、マスタープラン（移動等円滑化促進方針）

ユニバーサル社会実現推進法の施行等、共生社会実現に向けた機運醸成を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の強化求められている。また、ハード面のバリアフリー化が進む一方で、使用方法等ソフト面の対応が不十分のため、障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化していることを受け、バリアフリー法が改正された。

制度や公共交通事業者等のハード・ソフト取組計画作成義務が創設された。障害者等の意見を施策に反映するため分科会も設置され、障害者への公共交通事業者の接遇のあり方を示す基準となる「交通事業者向け接遇ガイドライン」も策定されている。

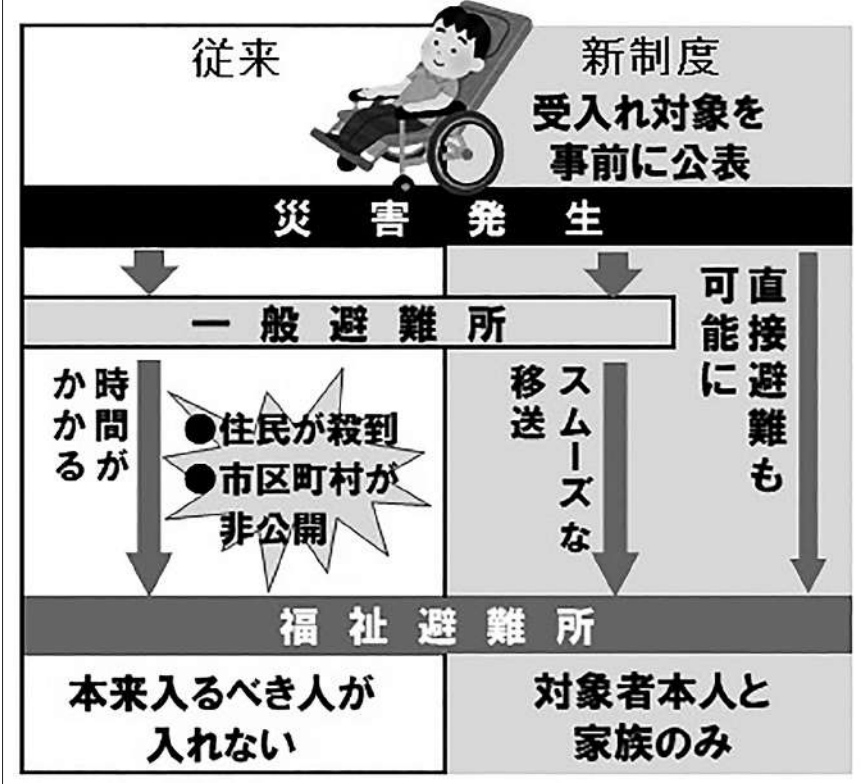
国は都市部だけでなく、対策が遅れている地方の鉄道の駅やバスターミナルの整備に力を入れるとし、令和7年度までの数値目標を定めている。改正された内容は以下の通り。

1 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

また、ハード対策に加え「心のバリアフリー」の観点から、施策の充実等ソフト対策の強化も図られた。障害者等が参画する検討会において新たなバリアフリー整備目標について議論を行い、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進、バリアフリーの進捗状況の「見える化」、「心のバリアフリー」の推進等を図るため、令和3年から5年間の新たな整備目標も設定されている。

公共交通事業者等に対するソフト基準（スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）適合義務や、公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務が創設された。また、障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進する。

新しい福祉避難所の受け入れ制度



【参照】福祉避難所の確保・運営ガイドライン

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.1

2 国民に向けた広報啓発の取組推進

① 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進を追加。

公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に、右記施設の適正な利用の推等を追加。

② 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）

国の基本方針や市町村の移動等円滑化促進方針（マスタープラン）に「心のバリアフリー」に関する事項を追加。

また、基本構想には「教育啓発特定事業」追加し作成経費を補助する。

バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設。

3 バリアフリー基準適合義務の対象拡大

公立小中学校のバリアフリー整備の義務化等、バス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加。

都市部と地方の圧倒的な差が課題

国はこの10年間、一日平均3千人以上が利用する鉄道やバス、船等の施設でエレベーターやスロープの整備を重点的に進めてきた。鉄道駅では去年3月時点で、全国約350か所のうち92%で段差が解消された。一方、一日平均3千人未満の駅（約59百か所）の段差が解消されたのは23%にとどまっている。

今回の法改正では一日平均2千人以上の駅などでバリアフリー化が進められることになったが、自治体が「基本構想」を作成し、障害者等の生活に欠かせない施設だと位置づけることが要件となっている。

目標値（バリアフリー化率）一部抜粋

〈鉄道・バス施設〉

平均3千人以上／日の施設並びに、2千以上／3千人未満／日で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設を原則として全て。

〈船・航空施設〉

2千以上／日での施設を原則全て。

〈鉄軌道車両〉

総車両数約5万3千両の内約70%。

※新たなバリアフリー基準（1列車につき2か所以上車椅子スペース

設置義務付け）への適合状況（想定50%程度）を踏まえて設定。

新幹線車両は車椅子用フリースペース



〈新幹線の車椅子フリースペースのイメージ例〉

【基本構想制度について】

駅や道路、建物等は施設ごとにバリアフリー化が進められてきた結果、連続的なバリアフリー化が図られていない等の課題が指摘されている。

そこで、バリアフリー法に基づき、駅を中止とした地区や障害者等が利用する施設が多い地区（重点整備地区）で、駅や道路、建物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、市町村が当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を作成する「基本構想」を作成することができる。関係する事業者や建築主等は、基本構想に基づき、具体的な事業計画を作成し、事業を実施していくことになる。

さらに、市町村が基本構想を作成していない、基本構想を見直して欲しい場合等は、利用者や住民、NPO法人、公共交通事業者等が、市町村に対し基本構想の作成、変更を提案できる。

基本構想の作成、変更を提案は「素案」の作成が必要だが、素案作成が難しい場合は、障害者等がよく利用する施設が集中する地区等において、バリアのある施設の特定と改善策を市町村に提案することから始め、市町村による基本構想策定につなげていくのも一つの方法である。

令和2年度 事業活動・収支決算報告

令和2年度も継続事業の着実な実行と新規事業の研究、様々なツールを活用した情報収集と発信。助成事業の活用と関係団体、企業とのコラボレーション事業など、一般社団法人としての事業全体の強化と充実を図っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日本全国で不要不急の事業の延期や中止を余儀なくされた。

全肢連、都道府県肢連の活動も感染防止対策を優先し、事業の延期や中止が相次ぐ一年となった。

事業1

肢体不自由児者が地域で普通に暮らすことができる環境をつくる事業

①全国大会・ブロック大会の開催

全国大会（第36回九州ブロック大会併催）は中止としたが、大会記念誌を発行した。また、ブロック大会は6ブロック全て中止となった。

②総会、理事会、各種会議の開催と

関係諸団体との連携

●通常総会（全国会長・事務局長会議）

6月3日 書面決議

●理事会、監事会

第1回 5月27日 書面決議

第2回 10月3日 リモート開催

第3回 令和3年2月19日

東京豊島区I K E・Biz

（リモート併催）

監事会 令和3年5月15日

全肢連事務局

事業2

肢体不自由児者福祉に関する

社会的啓発事業

①機関誌、広報誌、指導誌等の発行

・「いずみ」153号/154号発行

・「わ」140号/141号発行

・「全肢連情報」Vol.711～Vol.734

・「療育ハンドブック」46集

重度障害児者への在宅診療の現状について発行

②インターネットによる情報の集散

③「第39回グラフィックアート・コンテスト」作品募集

事業3

支部父母の会育成強化に関する

知識の普及と助成事業

①さわやかレクリエーション

71件（内定83件（中止12件））

②地域指導者育成セミナー

石川県、北海道で開催（5カ所中止）

③療育キャンプ

石川県 一泊二日 1カ所

④障害児者と家族の生活相談事業

7道府県で実施 100日（523件）

⑤フライングスター基金

「車いす送迎用車両」贈呈 4台

（北海道、山梨県、大阪府、鳥取県）

事業4

肢体不自由児者と家族の

生活の質を高める事業

●生活の質を高める各種事業

①障害者の文化芸術活動を推進する

全国ネットワークとの連携

日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバルに向けた全国会議

●各種イベント事業

①李富鉄税理士事務所主催クリスマスパーティー（チャリティ）中止。

②FVジャパンとのコラボレーション事業「第12回さわやかレクリエーション「サンシャイン水族館」」中止。

事業5

各種アンケート調査実施について

①大災害時障害者歯科医療保健に関するアンケート

6月20日発行「いずみ」

153号掲載

②新型コロナウイルスによる

「医療・療育器材・障害福祉サービス」の実態と影響調査

10月20日発行「わ」140号掲載

③在宅での排せつ介助に関する調査

12月20日発行「いずみ」

154号掲載

④在宅の障害児者・家族の方々等の

医療・療育・教育・生活について

（国庫助成）

3月20日発行「わ」141号掲載

⑤重度障害者対応共同生活援助の

支援体制の在り方

（日本財団助成）

3月31日発行 検討事業報告書

令和2年度収支決算報告

令和2年度収支決算書

自令和2年4月1日 至令和3年3月31日

単位 円

(収入の部)				
大科目	中科目	予算額	決算額	増減額
会 費 収 入	分担会費	4,500,000	4,585,000	85,000
	賛助会費	500,000	550,000	50,000
	会費収入合計	5,000,000	5,135,000	135,000
寄付・補助金収入	広報印刷費収入		0	0
	療育事業助成金収入	4,000,000	4,000,000	0
	渉外活動協賛収入	5,000,000	5,000,000	0
	通信事業助成金収入		0	0
	還元金収入	18,000,000	19,800,756	1,800,756
	寄付金収入	300,000	0	△ 300,000
	寄付・補助金等収入合計	27,300,000	28,800,756	1,500,756
その他の収入	事業参加費収入		0	0
	その他の雑収入	300,000	431,150	131,150
	受取利息		125	125
	その他の収入合計	300,000	431,275	131,275
前期繰越収支差額		5,138,779	5,138,779	0
	合 計	37,738,779	39,505,810	1,767,031

(支出の部)					
事 業 費	全国大会費	700,000	700,000	0	
	ブロック大会費	0	0	0	
	旅費交通費	2,500,000	343,969	△ 2,156,031	
	会長事務局長会議費	100,000	86,404	△ 13,596	
	理事会専門委員会費	1,200,000	289,553	△ 910,447	
	療育事業費	4,500,000	3,492,990	△ 1,007,010	
	通信事業費	1,200,000	1,098,156	△ 101,844	
	広報印刷費	1,500,000	958,040	△ 541,960	
	渉外費	200,000	20,500	△ 179,500	
	いきいき茨城ゆめ大会(国体)	0	0	0	
	組織強化費	500,000	237,784	△ 262,216	
	諸会費(分担金支出)	200,000	180,000	△ 20,000	
	臨時雇賃金	0	0	0	
	補助事業拠出費	2,000,000	1,714,177	△ 285,823	
	事業費合計	14,600,000	9,121,573	△ 5,478,427	
	管 理 費	給料手当	13,000,000	11,665,934	△ 1,334,066
		法定福利費	2,200,000	2,375,902	175,902
		福利厚生費	150,000	63,490	△ 86,510
		会議費	50,000	4,900	△ 45,100
		旅費交通費	340,000	311,440	△ 28,560
通信運搬費		400,000	324,501	△ 75,499	
消耗品費		300,000	443,186	143,186	
賃借料		2,800,000	2,271,400	△ 528,600	
リース料		560,000	510,624	△ 49,376	
備品費		50,000	382,660	332,660	
水道光熱費		150,000	144,391	△ 5,609	
修繕費		50,000	50,000	0	
諸謝金		300,000	264,000	△ 36,000	
租税公課		70,000	70,000	0	
諸会費		20,000	0	△ 20,000	
慶弔費		30,000	32,000	2,000	
雑費		300,000	466,012	166,012	
管理費合計		20,770,000	19,380,440	△ 1,389,560	
特 定 預 金 支 出		60周年記念事業費	1,000,000	0	△ 1,000,000
	退職給付費用	360,000	360,000	0	
	特定預金支出合計	1,360,000	360,000	△ 1,000,000	
予 備 費	予備費	100,000	0	△ 100,000	
	予備費支出合計	100,000	0	△ 100,000	
次期繰越収支差額		908,779	10,643,797	9,735,018	
	合 計	37,738,779	39,505,810	1,767,031	

令和2年度特別会計収支決算報告

I. 公益財団法人 JKA 補助事業

1. 事業報告

- (1) 障害児と家族、支援者のための指導誌の発行
 - ・「いずみ」の発行 153号、154号
 - ・「療育ハンドブック」の発行 46集
- (2) 療育キャンプの実施 1地域
 - ・1泊2日 石川県
- (3) 地域指導者育成セミナーの開催
 - ・1泊2日 2地域 北海道、東海北陸ブロック（石川県）

2. 収支報告

【事業費 支出入】

項目	令和2年予算	事業費総額	補助金	参加者負担金	全肢連拠出金
①指導誌の発行	1,648,000	1,614,345	1,116,000	0	498,345
②療育キャンプ	926,000	129,013	59,000	21,580	48,433
③指導者育成セミナー	4,595,000	893,344	508,356	170,362	214,626
合計	7,169,000	2,405,208	1,682,910	191,942	761,404

II. 社会福祉法人 全国心身障害児者福祉財団補助事業

1. 事業報告

- (1) 親子ふれあいキャンプ療育事業の実施
 - ・1泊2日 コロナの影響で中止
- (2) 保護者研修事業（講演会）の実施
 - ・奈良県肢連 令和2年11月27日 奈良県社会福祉総合センター
- (3) 障害児者と家族の生活相談事業
 - ・7道府県で実施 100日間 523件

2. 収支報告

【事業費 支出入】

項目	令和2年予算	事業費総額	補助金	参加者負担金	全肢連拠出金
①保護者研修会	370,000	—	—	—	—
②障害児者相談事業	500,000	502,640	500,000	—	2,640
③保護者研修会	60,000	29,109	28,799	—	330
合計	900,000	531,439	528,799	—	2,970

Ⅲ. 公益財団法人 日本財団補助事業

1. 事業報告

(1) 重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方検討

・アンケート調査の実施 都道府県肢連、重心守る会、GH 運営者等に配布

2. 収支報告

【事業費 支出入】

項 目	令和2年予算	事業費総額	補助金	全肢連拠出金
アンケート調査	3,720,000	3,919,803	2,970,000	949,803
合 計	3,720,000	3,919,803	2,970,000	949,803

令和2年度義援金口座の取り扱い報告

(1) 「災害義援金」預り金明細一覧

令和2年3月31日	災害義援金（預かり金）残高	¥2,024,042-
令和2年7月17日	杉並区肢体不自由児者父母の会様	¥50,000-
令和2年9月24日	兵庫県肢体不自由児者父母の会連合会様	¥50,000-
令和2年10月9日	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会様	¥45,000-

※振込の名義で掲載

合 計 ¥2,169,042-…①

(2) 「台風19号（令和元年10月12日）」に対する「災害義援金」口座の取り扱いについて

福島県に対する見舞金の送金

令和3年3月8日 福島県手をつなぐ親の会連合会 ¥100,000-

合 計 ¥100,000-…②

◆令和3年3月31日現在 ①-②「災害義援金」預り金

合 計 ¥2,069,042-

全肢連として令和3年度に向けての 活動目標と方針

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
会長 清水 誠 一

昨年の「新型コロナウイルス感染症」は、特別支援学校の休校、障害福祉事業所の休業・自粛に加え市町村間の移動など経済活動にも影響がある不自由な生活を強いられ、精神的にも限界に達するような日々を過ごしてきました。1年半が経過して新型コロナウイルスは変異型の拡大で全国にまん延する状況が続いております。今後は「コロナワクチン接種」が年内にも全世代で完了し1日も早い日常生活を取り戻せるものと期待しております。

昨年（令和2年）は全国大会をはじめ県境を越える事業などが中止となり、障害福祉施策に関わる貴重な研修・意見交換の場を持てませんでした。全国7ブロックごとに開催する地域指導者育成セミナーなどは他市の事例を学び障害福祉サービス等の利用実態を明らかにする最良の機会でもありました。

全肢連では、毎年度初めに都道府県肢連から障害福祉制度や障害福祉サービスの利用に関する取り組みや改善点など中央省庁に対する要望の聞き取りを行っております。近年は、急速に進む親や当事者の高齢化にともない持続して安心安全な生活を送ることができる社会の確立が急務であり、特に「重度障害児者や医療的ケアを必要とする方」の障害福祉サービス「居宅介護・重度訪問介護の利用拡大・医療的ケア体制の充実」や住まいの在り方「医療・療育施設・グループホームの整備」を強く求められています。

本年は、7月23日から9月5日の日程で2020東京オリンピック・パラリンピック大会が開催され、「障害、人種、ジェンダー」等の障壁を乗り越え、真の「共生社会の実現」に向けた大会となることを願っております。

国難とも思える、コロナ感染症の拡大は、6月20日まで10都道府県に「緊急事態宣言」を継続しておりますが、三密を避け、マスクと手指洗浄を履行し新しい生活様式と自己中心に陥らず他者を思いやる姿勢での難局を乗り越え、明日への希望をもち続け、何事もあきらめない気概が必要です。

全肢連の本年度事業は全国の感染状況を見極めながら、全国大会・7ブロック大会など各種事業ごとに担当県、地域父母の会と連動した調整を行い、事業を推進してまいります。

父母の会など地区単位で行う『さわやかレクリエーション』は誰もが参加できる親子ふれあいの場となります。県境を越えて実施するブロック単位の『指導者育成セミナー』は地域の実態に即した重度障害者等の住まいの場・生活支援に関する研修事業になりますので開催時期を遅らせても実施できるように考えております。

全肢連結成以来60年、障害福祉施策も「措置制度から障害者総合支援法」と変遷を遂げ、全肢連の全国共通のテーマ「住み慣れた地域で共生社会の実現！」を果たすため、本年度は継続事業を中心に全国の組織間の連携と強化を図ることを目的に、地域支部（父母の会）の交流を通し会員の絆を深める事業として、今年度新たに「ハンドアーチェリー大会、アート・フォトコンテスト、onlineコンサート」（仮称）の3事業を計画しております。

初めての企画となりますが、会員皆さまと協働して次代に繋げる事業としてまいりたいと考えています。

終わりに、私たちの組織活動費の主要な財源でもある『コカ・コーラ自動販売機の設置促進』に向けて、本年度より重点活動として取り組んでまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

各都道府県肢連、地域支部（父母の会）の皆さまの更なるご隆盛とご健勝を祈念し挨拶といたします。

令和3年6月20日

令和3年度 事業計画・収支予算・補助事業（案）

令和3年度に全肢連は結成60年の節目を迎える。

コロナ禍ではあるが感染対策を怠らず、全国会員の身近な課題に対応しつつ、生涯を通じ確実な安心安全の生活を持続できる体制の確立を着実に進めるため、公益法人の取得を目指すとともに、継続事業の着実な実行と全国の会員が共に支えあい・触れあうことを目的に新規事業（3事業）の企画等、具体的に5事業を重点事業に据えている。

公益社団法人移行と 会計方法の変更

全肢連は平成24年に、社団法人から一般社団法人として内閣府から認可を受け9年が経過した。

これまで、全国会員からの分担会費、公益財団法人・社会福祉法人等からの助成、企業等からの協賛・寄付金等で運用してきたが、昨年より顧問税理士による会計監督を毎月末に受けている。今後、社会的信頼を厚くするとともに、財政面の強化（個人・企業の寄付控除）を図り、税制上の優遇（公益事業で上げた収益に対する優遇措置）を受け、三種郵便の活用で通信費の軽減など障害福祉団体としての活動領域を考慮した結果、本年度公益法人の取得を目指すための事務作業を行う。

会計方式も一般会計・特別会計をそれぞれ部門別に収支計算を行い、公益事業・収益事業・本部会計を明確に公益法人会計の書式に対応できる令和3年度事業計画案・予算案を提案した。



令和3年度事業計画

【事業計画の基本方針】

令和3年度も新型コロナウイルス感染症は今日に至っても終息していないが、継続事業の着実な実行と新規事業の実施、障害福祉サービスに係る研修並びに調査事業の展開、全国大会やブロック大会、様々なツールを活用した情報収集と発信。助成事業の活用と関係団体や企業とのコラボレーション事業などを通じて、全肢連事業全体の強化と充実を図る。

本年度は全肢連結成以来60年の節目の年であり、全国会員の身近な課題に対応しつつ、生涯を通じ確実な安心安全生活を持続できる体制の確立を着実に進め記念誌の発行を行う。

事業計画の策定については、本年度から会計方式を本部会計、特別会計に区分することから、事業計画の提案については会計方式に沿った内容となっている。

令和3年度も継続事業の着実な実行と全国の会員が共に支えあい・触れあうことを目的に新規事業（3事業）を企画するとともに、全国大会やブロック大会、研修会並びに、様々なツールを活用した情報を集約し「全肢連情

報・ホームページ響（ひびき）」を活用し都道府県肢連及び地域父母の会に直接発信する。

令和3年度も公益財団法人等の助成事業の更なる活用と関係団体や企業とのコラボレーション事業などを通して、一般社団法人として事業全体の強化と充実を図る。

具体的には

- ①全肢連と都道府県肢連・地域支部間の医療・療育等施策について連携強化に資する事業
 - ②肢体不自由児者が全国共通認識の下、地域で安心安全に暮らせる社会を創造する事業
 - ③地区父母の会育成強化と参加する人たちの絆を深め、「ふれあいの輪」を広げる助成事業
 - ④肢体不自由児者福祉に関わり地域指導者研修・療育キャンプ及び広報誌事業
 - ⑤肢体不自由児者の療育事業と在宅・入所時の生活に係る障害福祉サービスなどの相談事業
- の5事業を重点事業に、全肢連組織内に「重度障害児者・医療的ケアを必要とする方々」の住まいの在り方について検討する部会を設置する。

【事業概要】

事業1

全肢連と都道府県肢連・地域支部間の医療・療育等施策について連携強化に資する事業

●趣旨（目的）

全肢連運営に関し理事会の開催並びに各ブロックの組織強化を図るとともに、全国の会員から出された意見・要望を集約し、中央行政機関、各地域福祉行政に対し政策提言を行うとともに、適宜ホームページにて適切な障害福祉施策の対応方針など情報の発信を図るとともに、自立した組織の育成強化を目的に自動販売機の設置促進を進める。

●事業（内容、方法等）

①令和3年度理事会の開催日程

第1回 5月22日(土) リモート

第2回 9月17日(金) 未定

※新型コロナウイルス感染症により、事業計画・予算に変更が生じた場合には補正予算を提案する。

第3回 令和4年2月19日(金)

東京都内

②インターネットによる情報の集約

◆全肢連ホームページ「響」の拡充

ホームページの拡充や都道府県肢連

ページ充実、フェイスブックの運用。
◆各地域の活動に関する相互交流と啓発の場として最新情報の発信等を行う。

③コカ・コーラ社との

コラボレーション事業

各都道府県肢連、地域父母の会での自動販売機設置。

◆公共施設、企業等への働きかけについての説明

◆令和3年度、全国で50台の新規設置をする。
(報奨金として1台新設ごとに1万円)

④アステラス製薬

2021年度フライングスター基金「車いす送迎自動車」

◆募集期間

4月15日(木)～5月28日(金)

◆寄贈車輛 4台

(普通車輛3台、軽車輛1台)

(各種招待イベント事業)

⑤チャリティ・パーティの開催

(関東圏肢連とのコラボレーション) 李富鉄税理士事務所主催クリスマスパーティーの招待事業。

⑥和やかレクリエーション

@サンシャイン水族館

(関東圏肢連事業、FVジャパン事業) 招待事業の企画、実施についてFV

ジャパンと共働しボランティア、支援者の育成を図る。

⑦障害者の文化芸術活動を

推進する全国ネットワーク

「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル」による、障害者の文化芸術活動に参画するとともに、東北、関東・甲信、近畿で企画する芸術フェスティバル等の各種事業に参加。

⑧全肢連結成60周年記念事業

◆功績のあった、個人・企業に対し感謝状を贈呈する
◆60周年記念誌の発行

事業2

肢体不自由児者が全国共通認識の下、地域で安心安全に暮らせる社会を創造する事業

●趣旨（目的）

全国の会員から出された意見・要望、地域の現況把握を聴取集約するとともに、全国総会（会長・事務局長会議）で全肢連の方向性を決定し、全国大会・ブロック大会で障害福祉サービス等利用での地域格差や医療・療育・支援教育の在り方を学び、「わ・全肢連情報」を幅広く発信するとともに、新規事業の推進として音楽・文化・コン

テストを企画。そこに参加いただくことで「地域父母の会の結束」を新たに潤いと希望に満ちた生活を送りながらともに支え合う社会をつくることを目的にする。

●事業（内容、方法等）

①令和3年度総会の開催日程

通常総会（全国会長・事務局長会議） 書面議決

②令和3年度全国大会・

ブロック大会の開催日程

全国大会・ブロック大会を開催する。その際、全国大会は、各ブロック持ち回りであることからマニュアル等作成するとともに、ブロック大会では遠方会員に配慮することも必要である。

◆第54回全国大会

第58回関東甲信越ブロック大会

(併催)

9月18日(土)

東京都 大田区産業プラザP.i.O

◆第32回北海道ブロック大会

中止(旭川市)

◆第40回東北ブロック大会

中止(秋田県)

◆第56回東海北陸ブロック大会

中止(福井県)

◆第55回近畿ブロック大会

中止(大阪府)

◆第51回中国四国ブロック大会
11月13日(土)

山口県 湯本観光ホテル西京

◆第37回九州ブロック大会

10月30日(土)～31日(日)

熊本県 ホテル熊本テルサ

※新型コロナウイルス感染症対策で中止になり報告書等の作成については所定の助成を行う(上限5万円)

②全国大会開催予定について

◆2022年(第55回)東海北陸ブロック
令和4年9月10日(土)～11日(日)

愛知県 ロワジール豊橋

◆2023年(第56回)中国四国ブロック

岡山県

◆2024年(第57回)近畿ブロック

③新規協賛事業について

【ハンドアーチェリー大会(仮称)】

「競い合う楽しさ、仲間との絆」

◆事業の目的

ハンドアーチェリーをレクリエーションとして楽しむだけではなく、勝ち抜き戦で競い合う楽しさを体感しながら仲間との絆を深める。また、ブロック対抗戦にすることで会の結束にもつながると考える。

リモートを用いて遠方に住む会員同士でも楽しく安全に実施できる。

◆対象者

都道府県肢連会員

※障害児者と親(または支援者)ペアを一組とする。

◆実施期間

10月～12月(予定)

決勝戦は令和4年1月実施(予定)

◆事業内容

各県代表選手2組を選出してもらい県別トーナメント戦を行う。
トーナメント戦は録画方式で行い、決勝戦はリモートで対戦する。

【アート・フォトコンテスト(仮称)】

「ひとや自然にふれ 感じたことをあらわそう!」

◆事業の目的

多くの人に自分の作品をみてもらう喜びや、一つの作品を完成させることで味わう達成感。生き甲斐や楽しみを見つけるきっかけ作りと隠れた才能の発掘。全国の特別支援学校や生活介護事業所などに作品を募集することで、全肢連を知るきっかけや活動を周知するとともに、日々の生活に生きがいをもち人生の魅力づくりの一助とする。

◆対象者

障害児(特別支援学校児童生徒)

障害者

(父母の会、施設、GH、事業所等)

◆実施期間

7月～9月 発表11月(予定)

◆事業内容

・部門 障害児、障害者 2部門
・作品 絵、書道、コンピュータ、写真、手芸(工作)等

・選考 審査委員会
HP上でWEB投票を導入

各部門 最優秀賞 1名
優秀賞 2名

※最優秀賞作品は全肢連の福祉自販機へポスターにして掲載(予定)。

入賞作品はHP、機関誌「わ」で掲載。

【online「コンサート」(仮称)】

「音楽とふれ合い、心はずむひととき」

◆事業の目的

音楽やミュージカルを自宅や気の合う仲間たちと一緒に気兼ねなく楽しめるオンライン配信は、愛知県をはじめ他の県肢連でもレクリエーションに取り入れており、人気のあるイベントの一つ。

これを全肢連主催で行い、デリバリーパフォーマンスを知らない会員にも配信し、音楽と触れ合う楽しさを通じて心豊かなひとときを過ごしてもらうことを目的とする。

◆対象者

都道府県肢連会員

◆開催時期

12月初旬予定(クリスマスイベント)

◆事業内容

音楽、ミュージカル、ダンス等のオンライン配信。

※デリバリーパフォーマンスでお馴染みの「心魂プロジェクト」に依頼予定。

④機関誌・全肢連情報の発行

◆全肢連だより「わ」の発行(年2回)

142号(10月20日発行)

143号(2月20日発行)

◆全肢連情報(月2回)

毎月1日、15日

事業3

地区父母の会育成強化と参加する人たちの絆を深め「ふれあいの輪」を広げる助成事業

●趣旨(目的)

支部父母の会で実施する療育事業として地区父母の会の育成、活性化を図り、地域生活における絆を深めあい、子どもたちの成長を見守り合うことを目的にする事業として助成を行う。

●事業(内容、方法等)

地域の肢体不自由児者父母の会の発展と障害者福祉の向上に寄与し、地域住民の障害者に対する理解増進、支援

の輪を広げることにより、もって社会基盤の整備に貢献する事を目的に、以下の事業を展開する。

①さわやかレクリエーション事業

◆事業の目的

さわやかレクリエーション事業は、「ふれあいの輪を広げるキャンペーン」の一環事業として障害児者とその家族が地域住民やボランティア等と交流を深め、リフレッシュを図るとともに、父母の会の活性化に繋がる事業、障害児者の社会参加活動の一助となる事業として、日本コカ・コーラ(株)の協力によりコカ・コーラシステムから支援いただき療育事業として助成されている。

◆助成対象者

都道府県肢連(支部、地区父母の会を含む(但し県肢連を通して申請)が実施する行事や事業。

◆実施対象期間

5月～令和4年1月

※この期間以外は対象外。

◆募集期間

3月8日(月)～4月16日(金)(必着)

◆助成対象事業

『地域共生、地域連携』『レジャー活動、余暇活動』等活動支援助成

◆助成対象内容

(助成対象件数75件予定)

《対象事業となるテーマ》

・スポーツや芸術活動への参画 等への支援事業

・地域住民と考える様々な災害への備え(自助・共助への取組みの推進)等への支援事業。

・レジャー活動、会員間の親睦、レクリエーション、外出の機会等への支援事業

◆助成金限度額

助成金は総事業予算の75%以内かつ、7万円が助成限度額。

事業4

肢体不自由児者福祉に関わり地域指導者研修・療育キャンプ及び広報誌事業

●趣旨(目的)

肢体不自由児者福祉に関して専門的な講師を招聘しセミナーを開催、地域父母の会を主体に療育に関する研修事業、様々な媒体を通して公益性を高める広報事業や印刷物の出版等を行う。あわせてインターネットによる情報発信を行う。

●事業(内容、方法等)

①障害児者と家族、支援者のための指導誌の発行

◆機関紙「いずみ」(年2回)

155号(6月20日発行)

156号(12月20日発行)

◆指導誌「療育ハンドブック」(年1回)・テーマ

「シーティングの活用で車いす使用者も正しい姿勢で褥瘡を予防し快適な生活を送ろう!」

・著者(株)アクセスプランニング

山崎 泰広氏

・11月20日発行

②療育キャンプの実施

地域父母の会を対象に専門家の指導による療育キャンプへの助成を行う。

◆日帰りバス 1カ所

◆1泊2日 2カ所

③地域指導者育成セミナーの開催

◆1泊2日(7地域)

北海道、宮城県、山梨県、福井県、

兵庫県、愛媛県、大分県

◆事業内容

・テーマ

「居宅、GHで生活する障害児者の障害福祉サービスおよび住まいの向上に繋げるセミナー」

重度障害児者、医療的ケアを必要とする方の医療・療育に地域格差が生じている。いづどこでも障害福祉サービスを受けられる環境の整備と親の高齢化に伴う安心安全生活の確保(保障)

が必要であり、都道府県別の実態を掌握する貴重な機会とする。また、障害者の生涯にわたる住まいの在り方として施設入所・GHについて研鑽を深めることを目的とする。

・講師 社会福祉法人伊達コスモス21 理事長 大垣 勲男氏(予定) 他

事業5

肢体不自由児者の療育事業と在宅・入所時の生活に係る障害福祉サービスなどの相談事業

①障害児者と家族の生活相談事業

◆療育相談事業

在宅、入所など障害児者と家族の生活相談の実施。

◆保護者研修事業

家庭における障害児者の療育、生活援助に関する研修会の実施。

◆療育研修事業

親子ふれあいキャンプ(研修・訓練)

1泊2日の実施。

第54回 全国肢体不自由児者父母の会連合会 全国大会 第58回 関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会 東京大会 開催について

大会テーマ

「住み慣れた地域で共生社会の実現！」

～東京オリンピック・パラリンピックは私たちの暮らしに何を遺したか～

『新しい生活様式を踏まえて』

趣 旨

1964年、第2回パラリンピックが東京で開催されてから50年以上が経ち再び東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることとなり、東京都民のみならず多くの国民の関心が集まりました。特に私たち障害者やその家族は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機に社会環境の更なる向上や心のバリアフリーの推進に大いに期待しました。

前大会から今日までに障害者権利条約の批准に向けた、障害者基本法の改正をはじめ障害者総合支援法、障害者差別解消法、バリアフリー新法など障害者の生活に関わる多くの法律が制定され、障害者を取り巻く環境は大きな変化を遂げました。

しかし、2020年、世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大し「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は1年間の延期を余儀なくされました。同大会開催に向けて、バリアフリー環境の整備などハード面、心のバリアフリーの推進などソフト面に関し様々な取り組みがありました。どのような取り組みがなされ、どのような成果を遺したのでしょうか、また感染症対策としてどのような配慮がなされたのでしょうか。これらを検証するとともに、コロナ禍に対応した新しい生活様式を踏まえ、共生社会の実現に向けて、今後父母の会が取り組むべき課題と方向性を共に学習する機会となるように、本大会を開催します。

開催日時 令和3年9月18日（土）

会 場 大田区産業プラザ PiO（東京都大田区南蒲田1-20-20／電話：03-3733-6600）

開催方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「会場」と「オンライン」の両方で開催いたします。

オンライン参加者には、大会当日に動画配信サービスYouTubeを活用して「ライブ配信」いたします。

また、大会終了後に映像編集して一定期間YouTubeにて配信いたします。

申込受付

● **申込方法** インターネット（全肢連ホームページ <https://www.zenshiren.or.jp/>）若しくは、FAX（03-5349-3799 東武トップツアー（株））でお申込みください。

● **申込期間** 会場参加 令和3年6月1日（火）～7月20日（火）

オンライン参加 令和3年6月1日（火）～8月10日（火）

※8月11日以降のオンライン参加申込みについては、東京都肢連（03-5956-3335）までお問合せください。

※詳細は、「開催要綱」「大会参加申込のご案内」でご確認ください。

令和3年度収支予算（案）

令和3年度予算案

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(収入の部)

単位：円

大科目	中科目	令和3年度予算	令和2年度予算	増減額
会費収入	分担会費	4,500,000	4,500,000	-
	賛助会費	500,000	500,000	-
	会費収入合計	5,000,000	5,000,000	-
寄付・助成金収入	さわやかレクリエーション助成金収入	4,000,000	4,000,000	-
	渉外活動協賛収入	5,000,000	5,000,000	-
	公益財団助成金収入	4,505,000	5,373,000	△868,000
	社会福祉法人助成金収入	900,000	900,000	-
	公益財団助成金収入	0	2,970,000	△2,970,000
	自販機還元金収入	20,000,000	18,000,000	2,000,000
	寄付金収入	300,000	300,000	-
	寄付・補助金等収入合計	34,705,000	36,543,000	△1,838,000
その他の収入	事業参加収入	9,741,100	2,546,000	7,195,100
	その他の雑収入	852,000	-	852,000
	その他の雑収入	0	300,000	△300,000
	受取利息	0	-	-
	その他の収入合計	10,593,100	2,846,000	7,747,100
前期繰越収支差額		10,643,797	5,138,779	5,505,018
	合計	60,941,897	49,527,779	11,414,118

(支出の部)

一般事業費	旅費交通費	1,200,000	1,000,000	200,000
	会長・事務局長会議	100,000	100,000	-
	理事会・事務局会議	1,200,000	1,200,000	-
	通信事業費	1,000,000	1,200,000	△200,000
	渉外費	200,000	200,000	-
	組織強化費	300,000	500,000	△200,000
	諸会費(分担金支出)	200,000	200,000	-
	助成事業拠出費	9,741,100	2,000,000	7,741,100
	自販機設置報償費	500,000	-	500,000
	60周年記念事業費	1,000,000	-	1,000,000
	事業費合計	15,441,100	6,400,000	9,141,100
渉外活動事業費	全国大会費	1,517,000	700,000	817,000
	ブロック大会費	2,317,000	-	2,317,000
	障害福祉研修会	834,000	-	834,000
	会長・事務局長会議	1,517,000	1,500,000	17,000
	広報印刷費	1,261,000	1,500,000	△239,000
	全肢連情報発行費	1,385,000	-	1,385,000
	広報宣伝費	558,000	-	558,000
	全国交流費	345,000	-	345,000
	文化美術費	447,000	-	447,000
	音楽フェスタ費	557,000	-	557,000
事業費合計	10,738,000	10,100,000	16,079,100	

さわやか事業費	さわやかレクリエーション助成費	4,790,000	4,500,000	290,000
	事業費合計	4,790,000	4,500,000	290,000
研修・啓発事業費	地域啓発・研修事業費	8,343,600	904,000	7,439,600
	事業費合計	8,343,600	904,000	7,439,600
相談・療育事業費	父母の会相談・療育事業費	1,626,500	-	1,626,500
	事業費合計	1,626,500	-	1,626,500
管 理 費	給料手当	9,130,000	13,000,000	△3,870,000
	法定福利費	1,514,000	2,200,000	△686,000
	福利厚生費	150,000	150,000	-
	自販機管理運営費	1,000,000	-	1,000,000
	会議費	30,000	50,000	△20,000
	旅費交通費	340,000	340,000	-
	通信運搬費	100,000	400,000	△300,000
	消耗品費	300,000	300,000	-
	賃借料	2,500,000	2,800,000	△300,000
	リース料	550,000	560,000	△10,000
	備品費	50,000	50,000	-
	水道光熱費	150,000	150,000	-
	修繕費	50,000	50,000	-
	諸謝金	400,000	300,000	100,000
	公益財団申請手数料	1,000,000	-	1,000,000
	租税公課	70,000	70,000	-
	諸会費	20,000	20,000	-
	保険料	20,000	-	20,000
	慶弔費	30,000	30,000	-
	雑費	300,000	300,000	-
	管理費合計	17,704,000	20,770,000	△3,066,000
特 定 預 金 支 出	60周年記念事業費	-	1,000,000	△1,000,000
	退職給付費用	360,000	360,000	-
	特定預金支出合計	360,000	1,360,000	△1,000,000
予 備 費	予備費	100,000	100,000	-
	予備費支出合計	100,000	100,000	-
次期繰越収支差額		1,838,697	908,779	929,918
	合 計	60,941,897	49,527,779	11,414,118

令和3年度 さわやかレクリエーション開催予定一覧表

令和3年6月1日現在

県名	開催予定日	事業名	会場名	一般参加受入可否		
				可		不可
				無料	有料	
千葉県	5月1日～1月31日	新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難訓練	にじと風	○		
徳島県	5月10日～1月31日	オンライン活用で会員と支援者の繋がりづくり事業	徳島市生涯福祉センター（ふれあい健康館）	○		
神奈川県	延期	会員交流 日帰りバス旅行「雨敬園」（サクランボ狩り）	山梨県 雨敬園		○	
京都市	6月22日	京都市行政との懇談会	京都テルサ			○
岩手県	6月26日	さわやかレクリエーション事業「レジャー活動・余暇活動」	岩手県勤労身体障がい者体育館	○		
広島県	未定	1泊日帰り旅行	香川県四国水族館			○
石川県	7月4日	野外スポーツとバーベキュー	内灘町サイクリングターミナル			○
香川県	7月10日	さわやかキャンプ	さぬき市シーサイドコリドール			○
神奈川県	8月1日	日帰りバス旅行	山梨県		○	
和歌山県	8月20日～21日	令和3年度障害児者親子の集い	ホテル&リゾート和歌山みなべ	○		
福島県	8月21日	親子の集い	下郷町養鱒公園		○	
滋賀県	8月頃	親子療育キャンプ	セトレマリーナ琵琶湖		○	
鳥取	9月4日	療育乗馬体験学習事業	大山乗馬センター		○	
神奈川県	9月11日	関東さわやかポッチャ大会	神奈川県立スポーツセンター		○	
福井県	9月12日	福井の宝を再発見 恐竜博物館と奥越巡り	福井県立恐竜博物館			○
大阪府	9月17日	夏期レクリエーション	舞洲障害者スポーツセンター・アミティ舞洲		○	
山梨県	9月25日	秋の交流のつどい	富士見高原リゾート			○
滋賀県	9月頃	文化祭	湖南ホームタウン	○		
東京都	9月頃	都立永福学園在校生保護者との学習会・交流会	都立永福学園		○	
栃木県	9～10月頃	下野市心身障害児者父母の会レクリエーション教室	茨城方面			
香川県	10月1日	将来を見据えての施設見学および交流	サービス付き高齢者向け住宅 Bell Vie 他		○	
大阪府	10月1日	秋のスポーツ大会	楽（あけぼの）			○
大阪府	10月1日	秋のレクリエーション「伊丹空港」	伊丹空港			
岡山県	10月2日	身体の動かし方を学んでリラックスしよう	きらめきプラザ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館			○
広島県	10月3日	会員交流会	鏡山公園			○
山梨県	10月3日	甲府市心身障害児者療育訓練事業	山中湖花の都公園 ハイランドリゾートホテル		○	
愛知県	10月9日	オンラインコンサート～心魂プロジェクト デリバリーパフォーマンス	豊橋総合福祉センターあいとピア			○
福島県	10月9日～10日	自然の中でのびのび制作活動体験	国立那須甲子青少年自然の家		○	
愛知県	10月10日	ホースセラピー体験会	ピッコロファーム		○	
石川県	10月10日	パラスポーツに挑戦する	駅西むつみ体育館	○		
神奈川県	10月10日	会員交流 日帰りバス旅行「マザー牧場」	千葉県 マザー牧場		○	
愛知県	10月17日	野外例会	リトルワールド			○
沖縄県	10月17日	バーベキュー交流会	西原マリンパーク 軽スポーツ広場		○	
茨城県	10月17日	屋外活動及び会食懇親会体験事業	牛久大仏		○	
茨城県	10月17日	バーベキューとウォーキングを支え合う仲間づくり	茨城県さしま少年自然の家		○	
宮崎県	10月17日	コロナ渦でも楽しめるレクリエーション	「やまんうえ」藤原牧場		○	
大阪府	10月21日	アートフラワーのアレンジ体験	岸和田市総合福祉センター		○	
愛知県	10月23日	わいわいカーニバル～おうちでフェスティバル	岡崎中央総合公園武道館			○

県名	開催予定日	事業名	会場名	一般参加受入可否		
				可		不可
				無料	有料	
長野県	10月23日	バス旅行「松本を知ろう」	松本市美術館			○
宮城県	10月23日	みんなでポッチャを体験しよう	宮城県障害者総合体育センター		○	
東京都	10月25日	第8回 障害当事者と共に考える地域防災のすすめ	生涯学習センター 301会議室	○		
奈良県	10月26日	防災研修～SOSカードを作ってみよう～	奈良県社会福祉総合センター			○
福島県	10月30日	地域住民とのレクリエーション	東公民館	○		
岐阜県	11月6日～7日	障害児者の社会見学	熱海ホテル			○
奈良県	11月6日	音楽を楽しむ会	いるがホール 小ホール		○	
愛知県	11月7日	東三ブロック 療育キャンプ(防災食講演及び交流ランチ)	豊橋総合福祉センター「あいつピア」多目的ホール			○
岡山県	11月7日	ポッチャ体験会	くらしき健康福祉プラザ			○
熊本県	11月7日	ステンシルにチャレンジしよう	生活介護支援センターあゆみ	○		
神奈川県	11月7日	日帰りバスツアー	サンリオピューロランド他			○
沖縄県	11月14日	ひかりの散歩道(南国イルミネーション)	東南植物楽園			○
大阪府	11月19日	お楽しみ会 日帰りバスレク	青木松風庵月化粧ファクトリー			○
愛知県	11月20日	避難所に行ってみたら…模擬体験をしてみよう!	岡崎市こども発達センター体育館			○
神奈川県	11月27日	みかん狩り	竜和園		○	
徳島県	11月27日～28日	第6回バリフリBOX事業	徳島市生涯福祉センター(ふれあい健康館)	○		
三重県	10月～11月	日帰りバス旅行による交流会	名古屋方面(予定)		○	
福井県	11月頃	災害に関する勉強会	福井県社会福祉センター			○
東京都	12月2日	心とからだのリフレッシュ講習会	世田谷区総合福祉センター		○	
山形県	12月4日	クリスマス会	山形市総合福祉センター			○
長野県	12月5日	サンタさんと楽しいクリスマス会	信州 松本美ヶ原温泉「翔峰」		○	
島根県	12月5日	会員・家族・地域・ボランティアとの交流事業	ホテル一畑		○	
石川県	12月5日	青年部(本人部会)クリスマスを楽しむ!	ANAクラウンプラザホテル金沢「花梨」		○	
北海道	12月5日	クリスマス会	札幌市立北翔養護学校体育館	○		
静岡県	12月11日	クリスマス会	ふれあい作業所			○
愛知県	12月11日	東三河 難病ネットクリスマス会	豊橋市障害者福祉会館 さくらピア		○	
宮崎県	12月11日	動作法親子訓練	宮崎市総合福祉保健センター		○	
北海道	12月12日	クリスマス会	旭川障害者福祉センター(おっぴた)体育館			○
愛知県	12月15日	一宮市肢体不自由児者父母の会 クリスマス会	一宮市尾西生涯学習センター			○
山口県	12月18日	クリスマス会(会員親睦会)	長門市物産観光センター		○	
愛知県	12月18日	刈谷市肢体不自由児者父母の会 クリスマス会	刈谷市心身障害者福祉会館 体育館			○
愛知県	12月19日	東三ブロック父母の会 合同クリスマス会	豊橋総合福祉センターあいつピア			○
愛知県	12月19日	さわやかクリスマス音楽会	ふれあいセンター		○	
広島県	12月25日	クリスマス会	広島市心身障害者福祉センター	○		
兵庫県	12月初旬予定	さわやかレクリエーションルミナリエ鑑賞	神戸市東遊園地			○
北海道	1月16日	新年交流会	ホテル函館ロイヤル		○	
石川県	1月23日	地域での暮らしを考える会員セミナー	ホテル金沢			○
奈良県	1月25日	パソコン講習会～オンラインを活用しよう～	奈良県社会福祉総合センター 中会議室			○
香川県	1月29日	サスキロックンロールサーカス	高松国分寺ホール		○	
沖縄県	1月予定	懇話会(勉強会)	沖縄市福祉文化プラザ 交流ホール		○	
大阪府	1月予定	親・家族交流会	アートホテル大阪ベイタワー			○
愛知県	未定	愛肢連 西尾張ブロック連絡協議会 合同大運動会	一宮総合体育館 いちい信金アリーナ			○
愛知県	未定	愛肢連 西尾張ブロック連絡協議会 野外療育キャンプ	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン 海遊館			○



オーダーメイドでかなえる、
わたしだけにぴったりのランドセル。



ふわりい 障がい児 用 **オーダーメイド Uランドセル**
universal

2004年度 グッドデザイン賞受賞商品

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会 推奨

3つの基本型に、オプションを組み合わせ
お子様に最適なランドセルを職人が心をこめて手作ります。

基礎3タイプ+細かなオプションで通学や
使い勝手にあわせた機能を細かく選べます。
詳しくはふわりいウェブサイト、または専門
のランドセルアドバイザーにご相談ください。

重量:約800g～ 価格:45,100円(税込)～



A 全カブセタイプ

最もスタンダードで扱い
やすい、全カブセタイプ。



B 半カブセタイプ

錠前が前面についているので
開閉しやすい半カブセタイプ。



C よこ型タイプ

車椅子に取付けやすい
よこ型ランドセル。

HPからシミュレーションやご相談、
直接申し込みもできます。
スマートフォンからでもQRコードも使えます⇒



ふわりい

e-mail: info@fuwarii.com

URL: https://fuwarii.com

